

協働の森づくりパートナーズ協定企業に対する知事感謝状要綱

(趣旨)

第1条 高知県環境基本計画第4章の環境の保全及び創造に関する施策の展開における、環境先進企業との協働の森づくり事業（以下「協働の森づくり」という。）の協定企業に対し、企業CSR活動による森林の再生と地域交流などの取組に感謝の意を表し、更なる継続した活動意欲の向上に資するため、知事から感謝状を贈呈することとし、対象者の基準等を定めるものとする。

(対象者の基準)

第2条 感謝状の対象者は、協働の森づくりパートナーズ協定を締結している企業・団体であって、当初の協定期間中又は更新協定期間中であるもののうち、感謝状を贈呈する年中最初の協定締結の日から5年又は10年以上を経過するものとする。

2 前項に規定する企業・団体のうち、当該年中最初の協定期間が満了となるものが、協定の更新を行わない場合は、感謝状を贈呈しないこととする。

(感謝状の贈呈)

第3条 感謝状の贈呈を行った場合は、その旨を県のホームページに掲載して、これを公表するものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月24日から施行する。